## 第24回大仙市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年4月9日(水) 午前9時30分~午前11時29分
- 2 場所 神岡農村環境改善センター
- 3 委員定数24名
- 4 出席委員(23名)

1番 鈴木 正雄 2番 佐藤 洋悦 3番 佐藤 吉男 5番 信田 浩則 6番 本間 隆喜 7番 齋藤 正宏 8番 伊藤 悟 慎太郎 9番 玉井 10番 小笠原 喜悦 11番 長澤 信徳 12番 髙川 吉昭 伊藤 又工門 13番 14番 髙橋 勝範 15番 佐藤 敏光 16番 桜田 友子 17番 渡邊 敏雄 18番 泉 芳博 19番 竹原 まゆみ 20番 小松 伸一 21番 鈴木 靖浩 22番 茂木 靖雄 23番 田村 誠市 24番 細谷 精悦

- 5 欠席委員(1名) 4番 佐藤 学
- 6 出席した農地利用最適化推進委員(27名)

大曲地域 高橋芳太郎 伊藤 孝清 佐藤 栄治 佐々木 正五 井上 健一

中野 文和 草薙 節雄 渡部 義秋

西仙北地域 菅原 廣太郎 佐々木 忠永

中仙地域 鈴木 等 髙橋 章夫 伊藤 俊雄 鈴木 清敏 坂本 公紀

協和地域 橋本 光穂 加藤 末道

南外地域 佐々木 茂治

仙北地域 樫尾 茂樹 大野 純雄 川原 憲一

太田地域 谷口 彰

7 出席した職員

参 与 事務局 事務局長 藤原 千鶴

主 幹 渡邊 高広

主 幹 黒澤 美咲

主 査 加藤 卓志

主 事 小笠原 一志

大曲分室 主 任 伊藤 圭吾

西仙北分室 主 幹 茂木 美世子

中仙分室 主 幹 藤川 美由紀

協和分室 主 査 戸島 廣憲

南外分室 主 任 仲村 大地

主 事 本間 晃一

仙北分室 特定事務員 伊藤 久子

太田分室 主 幹 倉田 康弘

# 8 議事録署名委員

8番 伊藤 悟 9番 玉井 慎太郎

## 事務局長

おはようございます。

総会の開催前に議案の取り下げがありましたので、ご説明いたします。

議案ナンバー1、57ページ所有権移転2番の案件でございます。申請農地は強首地区の 圃場整備区域内にあり、本年5月から本換地のため登記閉鎖になる予定です。促進計画は総 会許可の公告が2か月後の6月であることから、所有権移転登記できない状態で公告日を迎 えることとなります。そこで、本換地登記完了後に改めて売買申請をすることに農業公社を 含む3者が合意しましたので、本申請を取り下げるものでございます。

改めまして、委員並びに推進委員の皆様におかれましては公私とも大変お忙しいところ、 令和7年度初回の総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

私、令和7年度定期人事異動により農業委員会事務局長を拝命いたしました藤原千鶴でございます。至らない点が多々ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、各分室の担当者が替わっております。お手元に配付しておりますA4版1枚の資料、令和7年度大仙市農業委員会事務局・分室体制をご覧ください。

ここで、新たに担当となった職員をご紹介させていただきます。はじめに、事務局の渡邊 高広主幹です。教育委員会事務局総合市民会館から異動になりました。

同じく、事務局の小笠原一志主事です。農林部農業振興課から異動になりました。

次に、西仙北分室の茂木美世子主幹です。課内の担当換えにより事務局併任になります。 南外分室の本間晃一主事です。令和7年度大仙市新規採用職員です。

以上、新たに担当となりました職員をご紹介申し上げましたが、委員、推進委員の皆様には、今年度も変わらぬご指導をいただきますよう重ねてお願い申し上げます

次に、欠席の届け出ですが 4番、佐藤学委員から出ております。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第24回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時28分 開会)

はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

## 細谷精悦会長

(会長挨拶)

#### 事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は23 名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前々回3月11日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第24回総会までの業務報告書をご覧ください。

3月11日に、広報専門委員会を委員6名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターで開催し、農業委員会だより28号の最終校正ということでご協議いただいております。 広報専門委員会終了後に、第22回農業委員会総会を委員22名、推進委員10名の出席をいただき、同会場にて開催しております。

3月28日には、第4回役員会を大曲エンパイヤホテルで開催しております。協議結果については、下の方に記載しております。

役員会終了後には、第23回農業委員会総会を委員20名の出席をいただき、同会場において開催しております。令和7年度定期人事異動に伴う人事案件についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

#### 議長

本日の会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、8番、伊藤悟委員、9番、玉井慎太郎委員の両名を議事録署名委員に指 名いたします。

議長

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和7年4月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第1号、案件1番を議題とします。

本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○ 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

申請理由につきましては、強化法利用権設定の期間満了を機に農地法3条で契約するものです。

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第1号、案件2番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

参与

申請理由につきましては、○○さんの労力不足により1~クタール区画の農地を耕作する ことが難しくなり、近隣を耕作する○○委員に相談し○○委員が応じてくれたものです。

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第1号の案件3番、4番ですが、この件に関しては会議規則第28条の規定により、本議案の〇〇〇〇〇〇〇が案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は、鈴木会長職務代理者にお願いします。

(〇〇〇) 退席)

(鈴木会長職務代理者 議長席に着席)

鈴木正雄会長 職務代理者 暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議長

議案第1号の案件3番、4番を議題とします。事務局の説明を求めます。

参与

申請理由といたしまして、所有者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、水稲を作付けできる 農地はすべて、別の法人と賃貸借契約しておりました。当該地は一部合作地のため、前耕作 者である法人は耕作に不便を感じ、所有者である2人の了承を得て、合作地の所有者である 〇〇〇〇さんに合作地を含めた2人の所有農地の耕作の相談をし、〇〇さんが借り受けに応 じてくれたものです。

本案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。 案件が終了しましたので、〇〇〇〇の復帰を求め議長を交代いたします。

(鈴木会長職務代理者 退席)

(○○○○ 議長席に着席)

議長

次に、議案第1号、案件5番から60番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。

参与

申請理由につきまして、譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんは親戚関係にあります。○○さんは申請地の隣接地を所有していることから、この度、○○さんに贈与し耕作してもらうこととしたものです。

参与

申請理由といたしまして、譲受人は用地取得後に申請農地の隣にある宅地で美容業を営む予定でおり、譲渡人からは農地1筆を含む3筆をまとめて買い取ってほしいとの要望がありました。譲受人も以前から家庭菜園用地を取得して花や自家用野菜を作付けしたいと考えていたため、売買に至ったものです。

参 与

申請理由といたしまして、貸付人は高齢のため当該農地の管理ができず、雑草が生えるなど荒れておりました。そこで隣の農地を耕作している借受人が耕作してくれることになり、契約に至ったものです。

参 与

続きまして、25番をご説明いたします。農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル1筆です。売買による所有権移転です。譲渡人は、大仙市

申請理由といたしまして、当該農地は圃場整備事業の区域内にあり〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受ける予定でしたが、〇〇〇さんから売買の相談があり、〇〇〇〇〇〇がそれに応じてくれたものです。売買価格が低く設定されておりますが、安くても構わないから処分してしまいたいという譲渡人の意向によるものです。

参 与

申請理由としまして、当該農地は平成7年に、○○さんの父から○○さんの父へ売買した 農地でした。○○さんは以前から自家消費用の作物を作りたいと考えており、定年退職を機 に、以前、先代同士で売買した農地の買い戻しについて、農地を相続した○○さんに相談し たところ、これに応じてくれたものです。譲受人の○○さんは、当該農地で自家消費用の水 稲と野菜を作付する予定です。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました5件のほかに有償所有権移転4件、 交換2件、無償所有権移転6件、賃貸借権設定の新規38件、使用貸借権設定の更新1件が ございます。

47ページから 52ページの農地法第 3条の調査書をご覧ください。農地法第 3条第 2 項 各号には該当しない旨記載したもので結果許可要件を満たしていると考えております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和7年4月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

53ページ、1番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。 農地の所在は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル1筆です。 使用貸借による転用です。 貸付人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、借受

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号により既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年1月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

参 与

申請理由につきまして、譲受人は〇〇さん夫婦で、現在子どもと3人で賃貸住宅に居住していますが、子の成長に伴い手狭となったため、申請地に住宅の建築を計画したものです。 売買価格は総額〇〇〇〇〇円、1平方メートル当りに割り返しますと、〇〇〇〇円になります。当該申請地と合わせて購入する隣接の土地もあり、その購入金額を面積で按分した結果、この金額となっております。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、おおむね10へクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年1月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

参与

申請理由につきまして、譲受人は自動車販売業を営んでおり、事業拡大により来客者の利便性を高めるため、既存店舗の隣接である申請地に研修センター及び屋内サーキット場の建設を計画したものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇八、1平方メートル当りに割り返しますと〇〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入り口からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地に分類されます。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年1月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

参与

54ページ、4番をご説明いたします。位置図及び配置図は、資料 7、8ページになります。農地の所在は、神宮寺 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、地目は畑、面積 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 平方メートル1筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、大仙市 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん83歳です。

譲受人は、同住所の○○○さん32歳です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。

申請理由といたしまして、譲受人は父と農業を営んでおり、実家付近に住宅の建築を計画しておりました。この度、親族所有の既存宅地を使用貸借できることとなりましたが、宅地は市道に接道していないため、接道、水道の引き込み、排水、駐車、通用路、雪捨て場として使用するため、祖父所有の申請農地を転用するものになります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、おおむね10へクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この住宅は、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参与

転用理由につきましては、借受人は秋田市から山形県酒田市を結ぶ出羽幹線を新設する工事を推進しておりますが、今回、鉄塔9基を建設するための資機材運搬路造成に伴い、造成期間中の残土および資機材置場等が必要になることから、一時転用するものです。設定期間は許可日から令和9年3月31日までです。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました

参 与

申請理由につきましては、借受人は現在、父から農業経営を引継ぎ営農しております。経営規模拡大に伴い既存の農業用倉庫が手狭となったことから、自宅に隣接した申請地に農業用倉庫の新築を計画したものです。設定期間は、許可日から30年です。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、この農業用倉庫は営農に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号により、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参与

申請理由といたしまして、借受会社は土木・解体工事業、除雪の請負及び産廃処分業がれ

許可基準における立地基準につきましては、申請地は概ね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、この案件は令和6年6月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件になります。

議長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。

案件1番についてお願いします。

伊藤悟委員

8番、伊藤です。

案件1番については先月31日、事務局と私と佐々木推進委員と一緒に現地を見て参りました。花火の仕事をしている会社で、3町歩ほどの田んぼの中で安全を図りながら仕事をしている会社なので、確認した結果何ら問題は無いと判断しました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

案件2番についてお願いします。

佐藤敏光委員

15番、佐藤です。

先日、この2番につきまして事務局職員と確認して参りました。市道2本に挟まれており、 住宅にも挟まれている、ということで何ら問題はないと確認して参りました。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

議長

案件3番についてお願いします。

渡邊敏雄委員

17番、渡邊です。

議長

案件4番についてお願いします。

竹原まゆみ

19番、竹原です。

委員

4月3日に事務局と現場を見て参りました。この場所は資料にもあるように、集落内にある農地で何ら問題は無いと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

案件5番についてお願いします。

齋藤正宏委員

7番、齋藤です。

4月4日に事務局と現地確認して参りました。事務局の説明のとおり何ら問題がありませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

案件6番についてお願いします。

田村誠市委員

23番、田村です。

先般、事務局と私と推進委員で現地確認して参りました。ここ数年は水稲作付していない 所で、言わば減反している所です。周りの農地にも影響はない場所ですので、どうかご審議 のほどお願いします。

議長

案件7番についてお願いします。

小松伸一委員

20番、小松です。

4月3日に推進委員の川原さんと共に現場確認してきました。現在も申請者の所有地に隣接した農地で、用水排水ともに影響なく工事されるということで何ら問題がありませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第3号の「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。

事務局長

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進 計画案について意見を求める

> 令和7年4月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第3号、案件4番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

○○○○さん70歳です。賃借料は10アール当たり○○○○円、設定期間は7年です。 この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしてい るものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件5番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件6番を議題とします。

本案件は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

事務局の説明を求めます。

参与

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件7番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

参与

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満た しているものと思われます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

次に、議案第3号、案件104番を議題とします。

本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○ 委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

参与

申出理由として、前の借受者である○○委員は、農地法3条で今回移転を受ける○○さんの1~クタール区画の農地の耕作を引受け、自分が耕作していた10アール区画の農地を近隣を耕作する○○さん~権利を移転することでお互いの耕作不便を解消するものです。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号、案件1番から3番、8番から105番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。

参 与

申出理由といたしまして、前耕作者から契約の終期を機に更新しない旨の申し出があり、 近隣を耕作している〇〇〇〇さんに相談をし、〇〇さんが応じてくれたものです。賃料が安 く設定されておりますが、改良区の賦課金を耕作者が支払うことから、この額で話が纏まっ たものです。

参 与

93ページ66番から、95ページ68番は関連がありますので、一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は橋本〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田13筆、計14筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

参 与

申出理由は、強化法利用権設定の期間満了を機に農地中間管理事業へ切り替えるものです。 賃借料については、本来所有者の〇〇〇さんが支払う予定の土地改良区償還金を受け手の〇〇さんが支払うため、それを考慮した賃借料となっております。

参与

申出理由として、前の借受者である○○さんは、これまで夫と農業経営をしておりましたが、今般、夫が亡くなり、農業を続けることができなくなったため、近隣を耕作する○○さんへ権利を移転するものです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました6件のほかに、所有権移転2件、賃貸借権設定の新規31件、再設定60件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き2件ともに、10アール当たり田で20万円でございました。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、10アール当たり6, 000円から2万円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第1号の「公売による落札者への農地法第三条許可について」を議題とします。

議長

事務局長

報告第1号、公売による落札者への農地法第三条許可について

令和7年3月11日、第22回総会において買受適格者として承認された者が、下記により落札し農地法第3条許可申請をし、許可書を交付したので報告する

令和7年4月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参与

落札価格は○○○○○○円で、10アール当りに割り返しますと、約○○○○○円となっております。

令和7年3月25日に落札者の〇〇〇〇さんから農地法第3条の所有権移転許可書の交付 申請を受け、同日付で許可書を交付しましたのでご報告いたします。

議長

以上報告といたします。

議長

次に、報告第2号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを 議題とします。

議長

報告第2号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

> 令和7年4月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー2、1ページから5ページをご覧ください。記載の44の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、6ページから156ページをご覧ください。結果、全ての法人が 農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。また、例年、農地所有適格 法人の一覧をご連絡しておりますが、今回、4月1日現在の一覧をお配りしておりますの で、後ほどご覧願います。

議長

以上報告といたします。

その他

事務局農業振興課

- (1) 令和6年度業務報告および令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度農林部関係事業および予算について

議長

これで本日の日程は全て終了しました。ご苦労様でした。 (午前11時29分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年4月9日

会	長	細谷	精悦		
委	員	伊藤	悟		

委 員 玉井 慎太郎